

作成委員会・検討委員会論点メモ

自治基本条例について

2 条例の性格

(1) 中間報告書

自治基本条例は、地方分権の時代における市民、議会、行政のあり方やそれぞれの関係あるいは自治体運営の基本原則などを、市民自らが確認し、策定する自治体の憲法としての位置づけを明確にする必要があります。また、他の条例・規則は、自治基本条例と整合性を保つよう規定することが必要です。

条例の名称、最高規範性の担保方策については、今後検討していきます。

(2) 他都市の条例

- ・ 二セコ町まちづくり基本条例

(この条例の位置付け)

第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

- ・ 多摩市自治基本条例

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。

- ・ 杉並区自治基本条例

第11章 条例の位置付け

第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、この条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

- ・ 大和市自治基本条例たつき台

(条例の位置付け)

第2条 市は、他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例の内容を尊重し、他の条例、規則等とこの条例との適合性を確保しなければならない。

- ・ 三鷹市自治基本条例報告書

(2) 自治基本条例の最高規範性及び改廃手続について

- 自治基本条例は、「三鷹市の憲法」というべき最高規範であり、他の条例の制定及び法令・条例の解釈・運用にあたっては自治基本条例の趣旨を尊重し、自治基本条例との整合性を図らなければならない。

(意見)

- ・ 条例の最高規範性を担保するために、条例は施行後 2 年以内に住民投票を行って確定するとともに、以後の改廃は議会の議決に加えて、住民投票による。
- ・ 市長、議員及び職員はその職に就くにあたり、日本国憲法とともに三鷹市自治基本条例を遵守して職務にあたることを宣誓する。
- ・ 改廃の手続きについては、住民投票の実施を要件とするという意見や、柔軟に改正できる方がよいなどの意見があり、一定の合意には至らなかった。

めざす自治のイメージ

1 前文のポイント

(1) 中間報告書

自治基本条例には、その制定の背景や基本理念を明確にするため、前文をおくべきです。この前文で、市民自治、参加、川崎らしさなど条例の理念を明確な表現で定めることが必要です。

(2) 検討すべき課題

- ・ 全体を通じる理念や、理念を実現する基本原則が必要ではないか。
 - Ex. 情報共有の原則
 - 参加・参画の保障
 - パートナーシップの推進
 - 親切・誠実に行動する責任
 - 身近なコミュニティによるまちづくり
- ・ 新しい社会的価値の創造、社会的課題への市民の応答性などを規定すべきではないか。
 - Ex. 地球環境と川崎市 平和的生存権 世界の人々との連帯
 - 公益通報制度（職員の内部告発） 口利き斡旋の排除
 - 「先生」と呼ばない議員
- ・ 平和など普遍的な概念について規定する必要があるか。
- ・ 人権共生などについて規定する必要があるか。

(3) 他都市の条例

- ・ ニセコ町まちづくり基本条例

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

- ・ 杉並区自治基本条例

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。

武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。

私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する

「自治のまち」を創^{つく}っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

- ・ 多摩市自治基本条例

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

- ・ 大和市自治基本条例たつき台

「大きく和する」という願いをその名にこめた大和市は、共生と多様性を大切にした独自の文化を育んできました。遠くに山々を望む景観や引地川、泉の森など水とみどりの自然にも恵まれています。しかし、都市環境の変化や厚木基地に起因する問題など、解決していかなければならない課題も抱えています。

私たち大和市民は、先人が築いてきた豊かな郷土を受け継ぎ、市民一人ひとりが個人として尊重され、安全で安心して暮らせる社会を目指して努力を重ねていかなければなりません。

その実現を図るため、私たちは主権者であることの役割と責務を自覚し、市議会及び市の執行機関の責務を明らかにし、参加と協働を基調として、自立した自治体を目指していきます。

私たちは、大和市における自治の理念や基本的なしくみを定め、真の市民自治を確立す

るためにこの条例を制定します。

・ 大和市自治基本条例たたき台

- 市民自治と市民の信託に基づく三鷹市政の実現、日本国憲法に基づく世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした自治の推進、また、市民と行政のパートナーシップによる市民参加を基調とした市民自治の推進などについて規定する。
- 三鷹の緑豊かで落ち着いた住環境や、下水道の完備やコミュニティづくりの歴史など、まちの個性・歴史・文化を尊重する内容を規定する。
- 前文は、「ですます」調で書くことが望ましい。

(意見)

- ・ 高環境・高福祉」など、基本構想に掲げる政策目標についても、前文に規定する。
- ・ 前文は、「である」調で書くことが望ましい。

2 自治するまちのイメージ

(1) 中間報告書

私たちが考える自治とは、「市民が主役のまちであること」、「市民が自ら責任を持ち、決め、実践していくこと、つまり“自ら治める”こと」です。

この自治を実現するためには、市民、議会、行政がその責務を果たしながら、協働して地域づくりを進めていくことが不可欠です。このためには、身近な問題を市民が主体的に解決できる仕組みを構築する必要があります。

地方分権の時代において、川崎市は基礎的自治体として、国・県と対等な立場で行政を運営していくことが求められます。

前文と重なるとともに、市民自治グループや議会・行政グループで議論すべき論点が含まれているのではないかと。

条例の運用

1 条例の見直し規定

(1) 中間報告書

自治の根幹を定める自治基本条例であっても、社会情勢の変化に応じて、その内容の妥当性を常に検証していく必要があり、条例の見直し規定を設ける必要があります。

その手続、期間などについては今後検討していきます。

(2) 検討すべき課題

- ・見直し規定を盛り込むべきか。盛り込む場合手続や期間をどのように設定するか。
- ・見直しの手続を定める場合、実効性を高める機関との関係性をどのように捉えるか。

(3) 他都市の条例

- ・ 二セコ町まちづくり基本条例

(この条例の検討及び見直し)

第45条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が二セコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 大和市自治基本条例たたき台

(改正)

第28条 この条例の改正にあたっては、この条例の理念及び基本原則に基づき必要な措置を講じなければならない。

- ・ 三鷹市自治基本条例報告書

(2) 自治基本条例の最高規範性及び改廃手続について

(意見)

- ・改廃の手続きについては、住民投票の実施を要件とするという意見や、柔軟に改正できる方がよいなどの意見があり、一定の合意には至らなかった。

2 条例の実効性を高めるしくみ・ルール

(1) 中間報告書

市民自治のルールを定める条例として、市民が使いやすい制度とともに、市民が実際に活用できる仕組みを規定する必要があります。

具体的な仕組みについては今後検討していきます。

(2) 検討すべき課題

- ・実効性を高めるための機関の設置が必要か。必要な場合どのように規定するか。

(3) 他都市の条例

- ・ 多摩市自治基本条例

第6章 自治推進委員会の設置等

(自治推進委員会の設置)

第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。

- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。
- 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 6 人以内の委員をもって構成します。
- 6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。